

令和 8 年度

米子市特別職報酬等審議会資料

米 子 市

目 次

	(頁)
米子市特別職報酬等審議会委員名簿	1
米子市特別職報酬等審議会条例	2
米子市審議会等会議公開指針	3
米子市の特別職報酬等の状況	5
米子市特別職報酬等月額改定案	6
近隣市の特別職報酬等の状況	8
類似団体の特別職報酬等の比較	9
米子市特別職報酬等改定状況	10
特別職の国家公務員の俸給月額の改定状況	11
消費者物価指数の推移	12

令和 8 年度 米子市特別職報酬等審議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	所属・役職等
あだち しんじ 足立 信二	米子市自治連合会 副会長
いとう みちみ 伊藤 道美	米子市社会福祉法人連絡会 副会長
たかはし ゆみこ 高橋 由美子	鳥取西部農業協同組合 女性会 副会長
にしたに たもつ 西谷 保	株式会社山陰合同銀行 米子支店長
ひろえ とも 廣江 智	米子商工会議所 副会頭
まつもと よしき 松本 善樹	連合鳥取西部地域協議会 事務局長
みやまつ み わ こ 宮松 美和子	公募委員

米子市特別職報酬等審議会条例

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、特別職の職員の報酬等の額について広く市民の意見を求めるため、米子市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、特別職の職員の報酬又は給料の額に関する事項を審議する。

2 市長は、議員報酬の額又は市長の給料の額に関する条例を議会に提案しようとするときは、あらかじめ、審議会に諮問し、その意見を求めなければならない。

（組織）

第3条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、必要の都度、市長が委嘱する。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

米子市審議会等会議公開指針

1 趣旨

この指針は、審議会等の会議の公開について、法令その他に特別の定めがある場合を除き、各審議会等が準拠すべき基本的事項を定めるものとする。

2 定義

この指針において「審議会等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4に規定する委員会、委員及び附属機関並びにこれらに準ずる機関をいう。

3 公開基準

審議会等の会議は、原則として公開とする。ただし、米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号）第7条に定める非公開情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

4 公開又は非公開の決定

会議の公開又は非公開の決定は、審議会等の長又はその委任を受けた者（以下「委員長等」という。）が当該審議会等の委員に諮って行うものとする。この場合において、委員長等は、あらかじめ、前項ただし書の非公開情報に該当すると認められる事項の有無について、情報公開主管課の意見を聴いておくものとする。

5 公開方法

会議の公開は、会議の傍聴及び会議資料の配布又は閲覧によるものとする。

6 会議の傍聴

会議の傍聴は、次によるものとする。

(1) 傍聴者の範囲は、特に定めないこと。

(2) 傍聴者の定員は、会議場の広さその他の事情によって定めること。なお、定員を超えたときは、抽選によること。

(3) 傍聴者に対しては、次に掲げる事項を守るよう求め、会議の公正かつ円滑な運営に努めること。

ア 写真、ビデオ等の撮影、録音等をしないこと。ただし、委員長等の許可を受けた場合は、この限りでない。

イ 会議における言動に対して、拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと。

ウ 会議の進行を妨げ、又は会議場の秩序を乱す行為をしないこと。

エ 委員長等の指示に従うこと。

7 会議開催情報の事前広報

会議の内容、傍聴手続その他の要領については、次により事前に幅広く市民等に広報するものとする。

(1) 会議開催情報の範囲

事前に広報すべき審議会等の会議開催情報の範囲は、次に掲げるものとする。

ア 会議名

イ 議案名、議案概要及び公開・非公開の別

ウ 開催日時

エ 開催場所

- オ 傍聴の可否及び傍聴者の定員
- カ 傍聴手続
- キ 非公開の理由（非公開とする場合）
- ク 問い合わせ先

(2) 会議開催情報の事前広報の方法

事前広報の方法は、主管課が個別に取り組むものに加え、次によるものとする。

- ア 市報及び市ホームページへの掲載
- イ 会議開催連絡票（別記様式）の配布等

8 会議資料の配布又は閲覧

傍聴者に対しては、会議資料を配布し、又は閲覧に供するよう努めるものとする。この場合において、配布し、又は閲覧に供する会議資料の範囲は、委員長等が定めるものとする。

9 会議開催結果の公表

会議開催結果については、次により公表するものとする。

(1) 公表方法

公表の方法は、市ホームページへの掲載によるものとする。

(2) 公表内容

公表の内容は、次に掲げるものとする。

- ア 審議会等の名称
- イ 会議の開催日時
- ウ 会議の開催場所
- エ 会議の出席者
- オ 議案
- カ 会議の公開又は非公開の別
- キ 傍聴者数
- ク 会議資料
- ケ 次回開催予定
- コ 議事の概要

(3) 非公開とした会議の開催結果の公表

第3項ただし書きにより会議の全部又は一部を非公開とした場合の当該会議の開催結果の公表に当たっては、当該非公開情報が明らかとならないよう、議案及び議事の概要の記載方法に十分配慮するものとし、会議資料についても同様に配慮したうえで可能な範囲の情報を公表するものとする。

(4) 会議開催結果の公表の時期

会議開催結果の公表は、原則、会議開催後5日以内に行うものとする。

10 委任

この指針に定めるもののほか、審議会等の会議の公開に関し必要な事項は、各審議会等が定めるものとする。

附 則

この指針は、平成17年9月26日から施行する。

附 則

この指針は、平成17年12月1日から施行する。

米子市の特別職報酬等の状況（令和8年10月 1 日現在）

	給料又は報酬の月額（円）	期末手当			年間支給額（円） （給料又は報酬＋期末手当）
		支給月数	役職加算	支給月数計	
市長	1,012,000	3.50 月	40%	4.90 月	17,102,800
副市長	843,000	3.50 月	40%	4.90 月	14,246,700
教育長	722,000	3.50 月	40%	4.90 月	12,201,800
上下水道事業管理者	722,000	3.50 月	40%	4.90 月	12,201,800
議長	578,000	3.50 月	40%	4.90 月	9,768,200
副議長	506,000	3.50 月	40%	4.90 月	8,551,400
議員	469,000	3.50 月	40%	4.90 月	7,926,100

※ 期末手当の支給月数計は支給月数と役職加算を掛け合わせたもの

米子市特別職報酬等月額改定案

1 特別職の給与（月額）改定の考え方

特別職の地方公務員の給与改定を行う場合には、次の諸事情などを考慮し、適正な改定を行うこととされている。（昭和36年2月11日自治乙公発第2号自治事務次官通知）

- ・ 国家公務員の特別職の職員の給与改定
- ・ 各地方公共団体における特別職の職員に関する近年の給与改定の経緯
- ・ 各地方公共団体の一般職の職員の給与改定の取扱い
- ・ 他の地方公共団体との均衡

国や近隣の他自治体における具体的な改定の考え方の例としては、以下のようなものがある。

- ・ 国： 例年、人事院勧告における指定職俸給表の改定率に準じて改定している。
- ・ 鳥取県： 鳥取県の人事委員会勧告における一般職の平均改定率に準じて改定している。
- ・ 松江市： 令和7年4月1日の改定においては、前回改定時からの国の人事院勧告による一般職の平均改定率の累計の改定率により改定した。

（参考）国家公務員指定職俸給表改定率

号俸	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年※
1	708,000	716,000	736,000	759,000
2	763,000	772,000	794,000	819,000
3	820,000	829,000	852,000	878,000
4	898,000	908,000	933,000	961,000
5	968,000	979,000	1,006,000	1,036,000
6	1,038,000	1,049,000	1,078,000	1,110,000
7	1,110,000	1,122,000	1,153,000	1,188,000
8	1,178,000	1,191,000	1,224,000	1,261,000
平均改定率(前年比)	—	1.1%	2.8%	3.0%

※ 令和8年の金額は人事院勧告による見込み額

2 改定案

昨年度までの改定状況を踏まえ、令和8年の人事院勧告における指定職俸給表の改定率（3%）を適用して引き上げた場合の報酬月額等を改定案とする。

3%引上げを行った場合の報酬等の月額 （単位：円）

職	給料又は議員報酬の月額		現行と改定案の差額
	現行	改定案	
市長	1,012,000	1,042,000	30,000
副市長	843,000	868,000	25,000
教育長	722,000	744,000	22,000
上下水道事業管理者	722,000	744,000	22,000
議長	578,000	595,000	17,000
副議長	506,000	521,000	15,000
議員	469,000	483,000	14,000

※ 千円未満四捨五入

(参考) 改定案による米子市特別職の年間支給額の試算

(単位：円)

職	現行	改定案	現行と改定案の差額
市長	17,102,800	17,682,740	579,940
副市長	14,246,700	14,729,960	483,260
教育長	12,201,800	12,625,680	423,880
上下水道事業管理者	12,201,800	12,625,680	423,880
議長	9,768,200	10,097,150	328,950
副議長	8,551,400	8,841,370	289,970
議員	7,926,100	8,196,510	270,410

(参考) 改定案による財政等への影響額（給与及び共済費の計）

(単位：円)

職	現行	改定案	現行と改定案の差額
市長	19,681,178	20,274,406	593,228
副市長	16,630,108	17,160,600	530,492
教育長	14,462,354	14,924,890	462,536
上下水道事業管理者	14,462,354	14,924,890	462,536
議長	9,768,200	10,097,150	328,950
副議長	8,551,400	8,841,370	289,970
議員（24名）	190,226,400	196,716,240	6,489,840
計	273,781,994	282,939,546	9,157,552

※ 期末手当算出における支給月数は現行**3.50月**、改定案**3.55月**により試算

近隣市の特別職の報酬等の状況 R8.4.1（2026.4.1）現在

市長・副市長・教育長

	県名	市名	人口 (単位：人)	市長				副市長				教育長						
				給料 (単位：円)	期末手当		年間支給額 (給料＋期末手当) (単位：円)	その他手当	給料 (単位：円)	期末手当		年間支給額 (給料＋期末手当) (単位：円)	その他手当	給料 (単位：円)	期末手当		年間支給額 (給料＋期末手当) (単位：円)	その他手当
					支給月数	役職加算				支給月数	役職加算				支給月数	役職加算		
	鳥取県	米子市	142,326	1,012,000	3.50	40.0%	17,102,800	通勤	843,000	3.50	40.0%	14,246,700	通勤	722,000	3.50	40.0%	12,201,800	通勤
	鳥取県	鳥取市	175,860	1,026,000	3.50	45.0%	17,518,950		850,000	3.50	45.0%	14,513,750		722,000	3.50	45.0%	12,328,150	
	島根県	松江市	191,403	1,112,000	3.50	40.0%	18,792,800	通勤	906,000	3.50	40.0%	15,311,400	通勤	777,000	3.50	40.0%	13,131,300	通勤
	島根県	出雲市	171,029	962,000	3.50	40.0%	16,257,800	通勤	789,000	3.50	40.0%	13,334,100	通勤	675,000	3.50	40.0%	11,407,500	通勤
	4 市平均		170,155	1,028,000	－	－	17,418,088	－	847,000	－	－	14,351,488	－	724,000	－	－	12,267,188	－
(参考)	鳥取県	倉吉市	42,729	900,000	3.50	40.0%	15,210,000		736,000	3.50	40.0%	12,438,400		650,000	3.50	40.0%	10,985,000	
(参考)	鳥取県	境港市	31,765	945,000	3.50	40.0%	15,970,500		781,000	3.50	40.0%	13,198,900		661,000	3.50	40.0%	11,170,900	

議長・副議長・議員

	県名	市名	人口 (単位：人)	議長				副議長				議員				
				報酬 (単位：円)	期末手当		年間支給額 (給料＋期末手当) (単位：円)	報酬 (単位：円)	期末手当		年間支給額 (給料＋期末手当) (単位：円)	報酬 (単位：円)	期末手当		年間支給額 (給料＋期末手当) (単位：円)	定数
					支給月数	役職加算			支給月数	役職加算			支給月数	役職加算		
	鳥取県	米子市	142,326	578,000	3.50	40.0%	9,768,200	506,000	3.50	40.0%	8,551,400	469,000	3.50	40.0%	7,926,100	26
	鳥取県	鳥取市	175,860	584,000	3.50	45.0%	9,971,800	513,000	3.50	45.0%	8,759,475	475,000	3.50	45.0%	8,110,625	32
	島根県	松江市	191,403	633,000	3.50	40.0%	10,697,700	546,000	3.50	40.0%	9,227,400	515,000	3.50	40.0%	8,703,500	31
	島根県	出雲市	171,029	561,000	3.50	40.0%	9,480,900	486,000	3.50	40.0%	8,213,400	449,000	3.50	40.0%	7,588,100	30
	4 市平均		170,155	589,000	－	－	9,979,650	512,750	－	－	8,687,919	477,000	－	－	8,082,081	29.75
(参考)	鳥取県	倉吉市	42,729	506,000	3.50	40.0%	8,551,400	426,000	3.50	40.0%	7,199,400	390,000	3.50	40.0%	6,591,000	17
(参考)	鳥取県	境港市	31,765	514,900	3.50	40.0%	8,701,810	437,000	3.50	40.0%	7,385,300	406,600	3.50	40.0%	6,871,540	15

備考： 各市の特別職報酬等審議会の開催状況・特別職の報酬等の改定状況

鳥取市	特別職報酬等審議会の開催予定なし
松江市	令和 7 年度に特別職報酬等審議会を開催、令和 8 年 4 月 1 日に現行の報酬等の額に引上げ改定。令和 8 年度中に特別職報酬等審議会を開催予定
出雲市	令和 5 年度に特別職報酬等審議会を開催、令和 7 年 4 月 1 日に現行の報酬等の額に引上げ改定
倉吉市	令和 5 年度に特別職報酬等審議会を開催、令和 6 年 4 月 1 日に現行の報酬等の額に引上げ改定。令和 9 年度中に特別職報酬等審議会を開催予定
境港市	令和 6 年度に特別職報酬等審議会を開催、議員の報酬について令和 8 年 4 月 1 日から引上げ改定予定

類似団体の特別職報酬等の比較（市長） R8.4.1現在

※ 年間支給額の多い順

	市名	給料	地域手当		給与	期末手当				年間支給額（円） （給料＋手当）
		月額（円）	支給有無	支給割合	月額（円）	支給月数	役職加算	支給月数計	期末手当額（円）	
1	箕面市	1,034,000	有	12%	1,158,080	4.60 月	20%	5.52 月	6,392,602	20,289,562
2	松原市	1,040,000	有	12%	1,164,800	4.50 月	20%	5.40 月	6,289,920	20,267,520
3	池田市	980,000	有	13%	1,107,400	4.35 月	20%	5.22 月	5,780,628	19,069,428
4	羽曳野市	990,000	有	12%	1,108,800	4.40 月	18%	5.19 月	5,756,890	19,062,490
5	富田林市	1,010,000	有	11%	1,121,100	4.15 月	20%	4.98 月	5,583,078	19,036,278
6	武蔵野市	1,061,000			1,061,000	4.90 月	20%	5.88 月	6,238,680	18,970,680
7	門真市	960,000	有	13%	1,084,800	4.40 月	20%	5.28 月	5,727,744	18,745,344
8	大東市	950,000	有	13%	1,073,500	4.55 月	20%	5.46 月	5,861,310	18,743,310
9	成田市	930,000	有	13%	1,050,900	4.65 月	20%	5.58 月	5,864,022	18,474,822
10	海老名市	930,000	有	12%	1,041,600	4.65 月	20%	5.58 月	5,812,128	18,311,328
11	青梅市	1,010,000			1,010,000	4.90 月	20%	5.88 月	5,938,800	18,058,800
12	守口市	963,000	有	14%	1,097,820	4.40 月	20%	5.28 月	5,796,490	18,013,909
13	座間市	921,000	有	12%	1,031,520	4.55 月	20%	5.46 月	5,632,099	18,010,339
14	昭島市	1,000,000			1,000,000	4.90 月	20%	5.88 月	5,880,000	17,880,000
15	国分寺市	1,000,000			1,000,000	4.90 月	20%	5.88 月	5,880,000	17,880,000
16	伊勢市	1,006,000			1,006,000	4.65 月	20%	5.58 月	5,613,480	17,685,480
17	多治見市	1,005,000			1,005,000	4.60 月	20%	5.52 月	5,547,600	17,607,600
18	小樽市	983,000			983,000	4.65 月	20%	5.58 月	5,485,140	17,281,140
19	三田市	982,000			982,000	4.65 月	20%	5.58 月	5,479,560	17,263,560
20	東久留米市	960,000			960,000	4.90 月	20%	5.88 月	5,644,800	17,164,800
21	米子市	1,012,000			1,012,000	3.50 月	40%	4.90 月	4,958,800	17,102,800
22	木更津市	960,000	有	4%	998,400	4.65 月	10%	5.12 月	5,106,816	17,087,616
23	多摩市	955,400			955,400	4.90 月	20%	5.88 月	5,617,752	17,082,552
24	戸田市	970,000			970,000	4.65 月	20%	5.58 月	5,412,600	17,052,600
25	入間市	931,000	有	4%	968,240	4.65 月	20%	5.58 月	5,402,779	17,021,659
26	岩国市	965,000			965,000	4.65 月	20%	5.58 月	5,384,700	16,964,700
27	狭山市	970,000			970,000	4.55 月	20%	5.46 月	5,296,200	16,936,200
28	廿日市市	965,000			965,000	4.60 月	20%	5.52 月	5,326,800	16,906,800
29	三郷市	950,000			950,000	4.65 月	20%	5.58 月	5,301,000	16,701,000
30	橿原市	954,000	有	6%	1,011,240	3.50 月	25%	4.38 月	4,424,175	16,559,055
31	朝霞市	939,000			939,000	4.65 月	20%	5.58 月	5,239,620	16,507,620
32	春日市	952,100	有	8%	1,028,268	3.50 月	15%	4.03 月	4,138,779	16,477,995
33	鴻巣市	937,000			937,000	4.65 月	20%	5.58 月	5,228,460	16,472,460
34	我孫子市	930,000			930,000	4.60 月	20%	5.52 月	5,133,600	16,293,600
35	印西市	880,000	有	5%	924,000	4.65 月	20%	5.58 月	5,155,920	16,243,920
36	生駒市	954,000	有	5%	1,001,700	3.50 月	20%	4.20 月	4,207,140	16,227,540
37	小金井市	965,000			965,000	3.95 月	20%	4.74 月	4,574,100	16,154,100
38	飯塚市	982,000	有	4%	1,021,280	2.95 月	25%	3.69 月	3,765,970	16,021,330
39	三島市	900,000			900,000	4.65 月	20%	5.58 月	5,022,000	15,822,000
40	筑紫野市	920,000	有	6%	975,200	3.50 月	20%	4.20 月	4,095,840	15,798,240
41	草津市	974,000			974,000	3.50 月	20%	4.20 月	4,090,800	15,778,800
42	霧島市	980,000			980,000	3.50 月	15%	4.03 月	3,944,500	15,704,500
43	鎌ヶ谷市	900,000			900,000	4.65 月	16%	5.39 月	4,854,600	15,654,600
44	富士見市	911,000			911,000	4.20 月	20%	5.04 月	4,591,440	15,523,440
45	江別市	893,000			893,000	4.65 月	15%	5.35 月	4,775,318	15,491,318
46	土浦市	968,000			968,000	3.45 月	15%	3.97 月	3,840,540	15,456,540
47	ふじみ野市	879,000			879,000	4.65 月	20%	5.58 月	4,904,820	15,452,820
48	会津若松市	951,000			951,000	3.50 月	20%	4.20 月	3,994,200	15,406,200
49	諫早市	960,000			960,000	3.50 月	15%	4.03 月	3,864,000	15,384,000
50	延岡市	955,000			955,000	3.50 月	15%	4.03 月	3,843,875	15,303,875
51	別府市	894,000			894,000	3.50 月	40%	4.90 月	4,380,600	15,108,600
52	大牟田市	906,000	有	4%	942,240	3.50 月	15%	4.03 月	3,792,516	15,099,396
53	大野城市	926,000			926,000	3.50 月	20%	4.20 月	3,889,200	15,001,200
54	浦添市	904,000			904,000	3.50 月	20%	4.20 月	3,796,800	14,644,800
55	沖縄市	903,000			903,000	3.50 月	15%	4.03 月	3,634,575	14,470,575
56	宜野湾市	901,000			901,000	3.50 月	15%	4.03 月	3,626,525	14,438,525
57	うるま市	893,000			893,000	3.50 月	15%	4.03 月	3,594,325	14,310,325
58	取手市	876,000			876,000	3.50 月	15%	4.03 月	3,525,900	14,037,900
	平均	953,112	—	—	983,522	—	—	—	4,964,527	16,750,303
	米子市順位	4	—	—	15	—	—	—	34	21

米子市特別職報酬等改定状況

(単位:円)

区分 実施年月日		市長	副市長	教育長・ 水道事業管理 者	議長	副議長	議員	当該改定に係る審議会における審議内容	
								減額又は増額の理由	改定率の根拠
H17 (2005). 4.1	給料月額	1,080,000	900,000	770,000	615,000	540,000	500,000		
	改定率								
	特例減額後 給料月額 減額率	(972,000) (△10%)	(810,000) (△10%)	(693,000) (△10%)	(584,000) (△5%)	(513,000) (△5%)	(475,000) (△5%)		
H19 (2007). 4.1	給料月額	950,000	792,000	678,000	541,000	475,000	440,000	・ 財政状況が前回（H8）の改定時から悪化していること ・ 報酬及び給料の額が鳥取市、松江市と比べても高いこと	・ 市長等が自主的に減額している10%よりも大きい減額幅が妥当であること ・ 県内他市との均衡がとれること（倉吉市、境港市以上、鳥取市以下）
	改定率	△12.04%	△12.00%	△11.95%	△12.04%	△12.04%	△12.00%		
	特例減額後 給料月額 減額率	(855,000) (△10%)	(720,720) (△9%)	(623,760) (△8%)					
H25 (2013). 4.1	給料月額	950,000	792,000	678,000	541,000	475,000	440,000		
	改定率								
	特例減額後 給料月額 減額率	(836,000) (△12%)	(704,900) (△11%)	(610,200) (△10%)					
H26 (2013). 4.1	給料月額	950,000	792,000	678,000	541,000	475,000	440,000		
	改定率								
	特例減額後 給料月額 減額率								
R2 (2020). 4.1	報酬月額	971,000	809,000	693,000	554,000	486,000	450,000	・ H26年度以降、一般職の給与が増額改定と なっていること ・ 前回審議会時から物価が上昇していること ・ 財政状況が良化していること	・ 消費者物価指数の伸（2.2%）を下限とする ・ 議長及び副議長については、職責に応じ上記の増額に0.1%ずつ上乘せ
	改定率	2.21%	2.21%	2.21%	2.40%	2.32%	2.27%		
	特例減額後 報酬月額 減額率								
R6 (2024). 4.1	報酬月額	974,000	811,000	695,000	556,000	487,000	451,000	・ R4年度以降、一般職の給与が増額改定と なっていること ・ 前回審議会時から物価が上昇していること	・ 国の特別職が改定の準拠とする国家公務員 指定職の令和5年人事院勧告における俸給月 額の引上げ率（0.3%）
	改定率	約0.3%							
	特例減額後 報酬月額 減額率								
R8 (2026). 4.1	報酬月額	1,012,000	843,000	722,000	578,000	506,000	469,000	・ R4年度以降、一般職の給与が増額改定と なっていること ・ 前回審議会時から物価が上昇していること	・ 国の特別職が改定の準拠としている、人事 院勧告における指定職俸給表の改定率の令和 6年（1.1%）と令和7年（2.8%）の累計の 改定率（3.9%）
	改定率	約3.9%							
	特例減額後 報酬月額 減額率								

※ 特例減額：市の厳しい財政状況に鑑み、財政健全化対策の一環として、期間を定めて特例的に給与の減額措置を行うもの

特別職の国家公務員の俸給月額の改定状況

施行日	適用日	改定率 又は改定額	改定後の額（円）				備考
			内閣総理大臣	国务大臣等	副大臣等	大臣政務官等	
H18.4.1 (2006)	H18.4.1 (2006)		2,071,000	1,512,000	1,448,000	1,235,000	
H21.12.1 (2009)	H21.12.1 (2009)	▲0.3%	2,065,000	1,507,000	1,444,000	1,231,000	一般職の指定職職員に準じて引下げ↓
H22.12.1 (2010)	H22.12.1 (2010)	▲0.2%	2,060,000	1,503,000	1,441,000	1,228,000	一般職の指定職職員に準じて引下げ↓
H24.3.1 (2012)	H24.3.1 (2012)	▲0.5%	2,050,000	1,495,000	1,434,000	1,222,000	一般職の指定職職員に準じて引下げ↓
H27.4.1 (2015)	H27.4.1 (2015)	▲2.0%	2,009,000	1,465,000	1,405,000	1,198,000	給与制度の総合的見直しに伴い、一般職の指定職職員に準じて引下げ↓
H28.1.26 (2016)	H27.4.1 (2015)	+1,000円	2,010,000	1,466,000	1,406,000	1,199,000	一般職の指定職職員に準じて引上げ↑
R5.11.24 (2023)	R5.4.1 (2023)	+0.3%	2,016,000	1,470,000	1,410,000	1,203,000	一般職の指定職職員に準じて引上げ↑
R6.12.25 (2024)	R6.4.1 (2024)	+1.1%	2,038,000	1,486,000	1,426,000	1,216,000	一般職の指定職職員に準じて引上げ↑
R7.12.24 (2025)	R7.4.1 (2025)	+2.8%	2,095,000	1,528,000	1,466,000	1,250,000	一般職の指定職職員に準じて引上げ↑
現在			2,095,000	1,528,000	1,466,000	1,250,000	令和8年人事院勧告において、一般職の指定職俸給表は3.0%引上げ↑

消費者物価指数

資料参照元:総務省統計局

年月	消費者物価指数(R7=100)(生鮮食品を除く総合)					R8年 平均 (1月~9月)					
	松江市	対前年比	鳥取市	対前年比	全国		松江市	対前年比	鳥取市	対前年比	全国
H25(2013)年	88.3	0.5	86.4	0.3	85.8	R8年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月	101.3		101.0		101.2
H26(2014)年	90.2	2.2	88.4	2.3	88.1		101.0		100.7		100.7
H27(2015)年	90.4	0.2	88.9	0.6	88.6		100.3		99.9		100.2
H28(2016)年	89.9	▲ 0.5	88.6	▲ 0.3	88.3		101.2		100.6		100.7
H29(2017)年	90.2	0.2	89.3	0.7	88.7		101.4		100.9		101.1
H30(2018)年	91.0	0.9	90.3	1.2	89.5		101.6		101.4		101.6
H31年・R元年(2019)	91.4	0.4	90.9	0.6	90.1		101.7		101.4		101.7
R2(2020)年	90.6	▲ 0.9	90.2	▲ 0.7	89.9		102.1		101.8		102.1
R3(2021)年	90.5	▲ 0.1	89.6	▲ 0.8	89.7						
R4(2022)年	92.3	2.1	91.7	2.4	91.8						
R5(2023)年	95.1	3.0	94.9	3.5	94.6						
R6(2024)年	97.5	2.5	97.3	2.5	97.0						
R7(2025)年	100.0	2.5	100.0	2.8	100.0						

※消費者物価指数は年平均値を参照

